

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。
年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。
従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先

されますが、納付方法変更申出書を提出することにより口座振替による納付(納付書による納付)はできません。へ変更ができません。

●特別徴収に該当する条件/次の条件全てに当てはまる場合です。
①国保加入者全員が65〜74歳の世帯
②国保加入中の世帯主が今年度に75

歳に到達しない世帯
③世帯主の年金額が年額18万円以上の方(ただし、年金は担保に供していないものに限りません。)
④介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

●納める時期と算定方法

仮徴収	4月	前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。
	6月	新規で特別徴収に該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6
	8月	継続して特別徴収に該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。
本徴収	10月	前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。
	12月	新規で特別徴収に該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。
	2月	継続して特別徴収に該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

Q&A 国民健康保険税に関する

10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか

国 国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付いただくため、各月納期分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になります。7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。

10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか

年 度途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険分を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険分は、はじめから4月から9月の6か月で計算していますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。

今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されますか

年 度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される納税通知書で、あらかじめ誕生日の前月分までの加入期間で計算され、8月

で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますのでご了承ください。

65歳以上の年金からの天引きではなく納付書で納付したいのですができますか

65 歳以上の方の国保税については、本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者の方は年金天引きの対象となっています。ただし口座振替により納付することはできます。口座振替を希望される場合は金融機関への口座振替依頼と市役所窓口へ納付方法の変更申出書の提出が必要で

毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか

税 率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件のひとつに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支給額の違いで切り替わる場合があります。また75歳に到達する年度は納付書での納付(普通徴収)となります。

食 料品を募集します (フードドライブ)

【問合せ】社会福祉課(西木庁舎) ☎43-2288

ご家庭で眠っている食料品はありませんか

仙北市では、食料品を集める運動(フードドライブ)を実施します。皆さんからお寄せいただいた食料品は、「一般社団法人フードバンクあきた」にお届けし、そこから食事に不自由されている方々への支援に活用されます。皆さんのご協力をお願いします。

●実施期間/6月15日(木)~7月14日(金)の8時30分~17時15分(土日祝日は除く)

●受取窓口/▶社会福祉課(西木庁舎)、各地域センター・出張所
▶仙北市社会福祉協議会 各支所

●提供いただきたい食料品/▶穀類(米・乾麺・小麦粉など)▶調味料(みそ・醤油・マヨネーズなど)▶缶詰(魚・肉・果物など)▶お菓子類▶インスタント食品▶レトルト食品▶のり、お茶、粉ミルクなど

●提供いただきたい食料品の条件/▶包装や外装が破損していないもの▶生鮮食品以外のもの▶未開封のもの▶賞味期限が明記されており、1か月以上先のもの▶包装や外装を移し替えていないもの(お米は除く)

※以上の条件を確認のうえ、状態によってはお持ち帰りいただく場合がありますので、予めご了承ください。



秋 田県福祉相談センターによる6月・9月の巡回相談(肢体)

【問合せ】社会福祉課障がい福祉係(西木庁舎) ☎(43)2288

●日時/1回目 6月27日(火)
2回目 9月12日(火)

▼受付 9時30分~11時30分

▼診察 10時~12時

●場所/大仙市大曲中央公民館(大仙市大曲日の出町2丁目6・50)

●実施内容/身体障害者手帳の相談、補装具の医学的判定及び医療相談
※補装具の申請手続きをする場合は、身体障害者手帳・印鑑・個人カードまたは通知カード(本人確認書類として運転免許証等が必要)を「持参ください」。

6月 月「食育月間」です

【問合せ】仙北市食育推進会議・仙北市総合産業研究所(西木庁舎) ☎(43)2243

毎月19日は「食育の日」

「食育」とは、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができ人間を育てることです。「食」という字は、「人を良くすること」を表しています。

平成29年度から 国民健康保険税の 保険税軽減範囲が 変わります

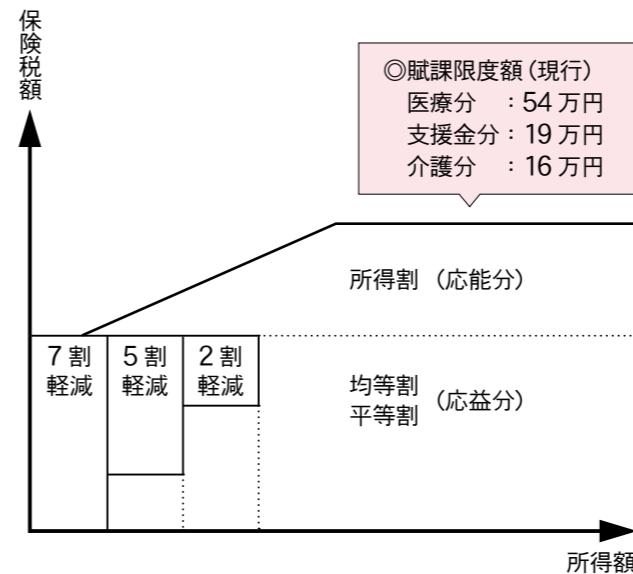
【問合せ】税務課
(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

● 改正概要
低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ所要の見直しを行います。

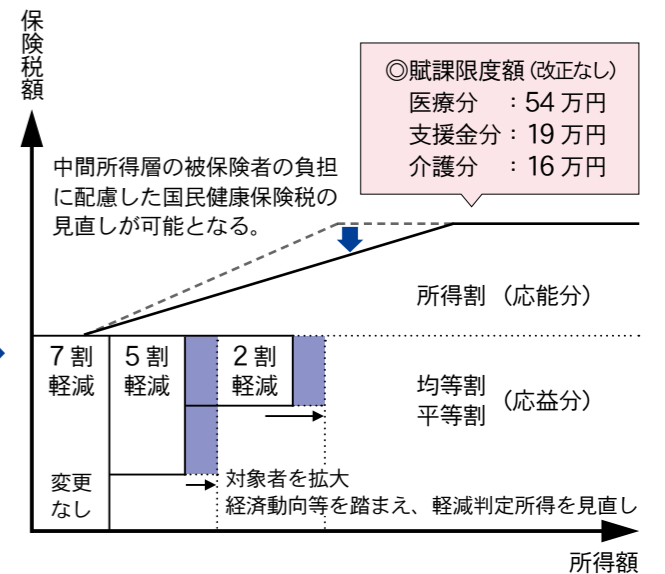
保険税軽減範囲の改正

平成28年度に引き続き、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

平成28年度軽減判定（改正前）



平成29年度軽減判定（改正後）



区分	改正前	改正後
	世帯主と国保加入者の所得額	世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円以下	33万円以下
5割軽減基準額	33万円 + 26.5万円 × 被保険者数	33万円 + 27万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	33万円 + 48万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

農業委員会からの お知らせ

● 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員の選挙制度は廃止され、市議会の同意を得て市長が任命する制度に変わります。
仙北市では、次の変更点を踏まえ、平成29年12月から農業委員17人と農地利用最適化推進委員20人、合計37人の委員で業務を行います。

【法改正による制度の主な変更点】

- 農業委員の選出方法の変更
農業委員の選出方法が「公選制」から市が議会の同意を得て任命する「任命制」になります。
- 農業委員の構成に条件
農業委員の過半（仙北市では9人以上）を認定農業者で構成しなければなりません。
- 農業委員会業務に利害を有しない者を1人以上含めなければならない。
- 性別、年齢等のバランスに配慮しなければならない。

● 農業委員会の業務の重点化

従来からの農地の権利移動・転用等に係る許認可業務に加え、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化を図る業務が一層推進されるよう法定化されました。

【問合せ】農業委員会事務局 (西木庁舎) ☎(43)2209

● 「農地利用最適化推進委員」の新設
新たに重点業務となった、担い手への農地の集積、耕作放棄地対策などの業務を重点的に遂行するため、農地利用最適化推進委員が新設されました。仙北市では、定数を20人と定め、仙北市農業委員会が委嘱することとなりました。

【制度の変更点】

現行	平成29年12月以降	
農業委員 27人 選挙委員 20人 選任委員 7人	農業委員 (市長が任命) 17人 ※過半は認定農業者 ※利害関係のない者 1人以上	農地利用最適化推進委員 (農業委員会が委嘱) 20人

農業委員と農地利用最適化推進委員を 募集します

【問合せ】農業委員会事務局(西木庁舎) ☎(43)2209

農地利用の最適化の推進に熱意と識見のある農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。
● 募集期間/6月20日(火)～7月19日(水)
● 募集方法/推薦(農業者または農業者が組織する団体等からの推薦)または自らの応募
● 募集人数/農業委員 17人(区域の設定はありません) / 農地利用最適化推進委員 20人(下表のとおり区域別の定数を設けています)
● その他/「募集要項」推薦、応募用紙は、仙北市のホームページに掲載するとともに、仙北市農業委員会事務局、田沢湖・角館地域センターおよび各出張所窓口にて備え付けています。

農地利用最適化推進委員地区別割当表

田沢湖地区		角館地区		西木地区	
地区	人数	地区	人数	地区	人数
田沢	1人	角館	1人	上検木内	2人
生保内	2人	中川	1人	検木内	1人
刺巻	1人	白岩	1人	西明寺	1人
神代	1人	雲然	1人	小山田	1人
卒田	1人	西長野	1人	門屋	1人
梅沢	1人	八割・下延	1人	上荒井	1人
岡崎	1人			小淵野	1人
小松・角館東前郷	1人			西荒井	1人
計	9人	計	6人	計	5人

夜間納税窓口を 開設します

【問合せ】税務課
(田沢湖庁舎) ☎(43)1117

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために夜間納税窓口を開設します。
また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご来庁ください。
● 日時/6月30日(金) 17時15分～19時
※開設時間に都合がつかない場合は、事前

平成29年度 仙北市地域輝き表彰の 候補者推薦について

【問合せ】長寿支援課 長寿いきがい係
(西木庁舎) ☎(43)2281

今年度も仙北市では、明るい社会づくりの一環として、地域の中でさらに輝く市民を地元小学校の学習発表会の場で表彰します。
● 表彰の対象について
▼ 市民または市に関係のある方で、今年9月15日現在65歳以上の方(団体は除きます)
▼ 市民の模範となる善行や明るい社会づくりに貢献した方
▼ 地域の行事、高齢者支援、子育て支援、交通安全、環境保全、環境美化、防災・防火、防犯、家業、就業、生産、企業団体経営、教育、芸術、文化、健康・スポーツ、趣味、行政、ボランティア他社会参加のうち、一つ以上を長年継続され、いきいきと活躍されている方
※自己推薦および地方公務員等の職務に基づく推薦は表彰の対象となりません。
● 推薦の期間/6月16日(金)～7月10日(月)
● 推薦の方法/長寿支援課、各地域センターおよび出張所窓口にて備え付けの用紙(地域輝き表彰候補者の推薦について)にご記入のうえ、ご提出ください。用紙は、市のホームページからダウンロードもできます。
● 受賞者決定の連絡/8月中に表彰予定者ご本人へお知らせします。

● 募集住宅

住宅名	住所	規格	階数	月額家賃	月額駐車料金
菅沢住宅 1-6 (築40年)	角館町菅沢46-2	3DK	3階建 3階	15,000円から (所得額による)	駐車場なし
菅沢住宅 6-77 (築38年)	角館町菅沢46-1	3DK	3階建 3階	16,300円から (所得額による)	駐車場なし

※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります(抽選日から10日以内)。
※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式(F F式等)または電気ストーブを使用。
※申込は1世帯1戸限りです。

- 募集期間 / 6月16日(金)～30日(金)
- 入居資格 / 次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
- ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること(婚姻の予約者を含む)
- ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかでない方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 暴力団員でないこと
- ※ 単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください(昭和32年4月1日以前に生まれた方は申込可能等)。
- ※ 市外在住の方でも入居可能です。
- 申込方法 / 申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、募集期間内に提出してください(当日必着)。
- 提出先 / 申込書設置場所 / 建設課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター
- 添付書類 /
 - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの 各1通
 - (学生は除く)
 - ② 入居希望者全員の平成29年度市県民税課税証明書 各1通(所得・控除・年税額の記載のあるもの)
 - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通(省略事項のないもの・婚姻予定者等は各1通)
 - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
- ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通(単身であることが確認できるもの)
- ⑥ その他特別な事由の書類
- ※ いずれも市役所窓口で発行されます(手数料が掛かります)。
- 選考方法 / 応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選(申込入によるくじ引き)を行います。
- ▼ 抽選日時 / 7月7日(金) 14時
- ▼ 抽選場所 / 西木総合開発センター1階 集会室(西木庁舎)
- ▼ 入居時期 / 7月14日(金)～

市 営住宅の
入居者を募集します

【問合せ】建設課管理係
(西木庁舎) ☎ (43) 2295

田 沢 湖
クニマス
未 来 館

田沢湖畔大沢地区に建設中の「田沢湖クニマス未来館」が7月1日(土)オープンを迎えます。山梨県から貸与された「クニマス」5尾や過去に田沢湖に生息していた魚類、田沢湖湖底調査の結果、過去の漁具類などを展示するほか、中坊京都大学名誉教授監修のもと、クニマスの生態や西湖での発見の経緯、過去に田沢湖でなにが起きたのか、またこれからの田沢湖再生に向けた取り組みなどを60枚のパネルで展示します。オープンに先行し、6月24日～26日の3日間、市民向け内覧会を開催します。観覧料無料となりますので、皆さまぜひお誘い合わせのうえ、ご来館ください。



【内覧会】
日時 / 6月24日(土)～26日(月)
各日 10時～15時(観覧料無料)



【施設オープン】
日時 / 7月1日(土)
※竣工式典で行われるテープカット後(午前11時前後)に観覧者の入館を開始します。(有料)

● 観覧料 /
個人：
大人(高校生以上) 300円
小人 150円(6才未満無料)
団体(20人以上)：
大人(高校生以上) 200円
小人 100円(6才未満無料)

※「思い出の湯分校」との2館共通券もあります。

田 沢 湖
クニマス
未 来 館
市民向け内覧会開催のお知らせ

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1112

平 成30年度採用の
仙北市病院事業職員を募集します

【問合せ】市立角館総合病院総務管理課(角館町岩瀬) ☎ (54) 2111

市立角館総合病院

- 職種・採用予定人数・受験資格 /
【薬剤師】2人程度
新卒者：平成30年4月1日現在満35歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、薬剤師免許取得見込みの方
- 【臨床検査技師】若干名
新卒者：平成30年4月1日現在満25歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、臨床検査技師免許取得見込みの方
- 【理学療法士】1人程度
新卒者：平成30年4月1日現在満25歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、臨床工学技士免許取得見込みの方
- 【助産師】2人程度
新卒者：平成30年4月1日現在満30歳未満の方で、平成30年3月卒業見込みの学生であり、助産師免許取得見込みの方
- 試験内容 / 医療従事者として必要な基礎知識に関する試験(専門基礎科目試験) / 作文試験 / 面接試験
- 受付期間 / 7月14日(金)まで(必着)
- 試験日 / 7月23日(日)
- 試験会場 / 市立角館総合病院会議室
- 次の欠格事項に該当する方は受験できません。
▼ 日本国籍を有しない方
▼ 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることのできない方
- その他 / 要項等詳細は病院ホームページをご覧ください。

総 合防災課から
お詫びとお願い

【問合せ】総合防災課
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1115

この度、仙北市が山菜採り事故防止等の注意喚起のため作成したチラシに使用したイラストについて不適当な使用方法がありました。市民の皆さまには大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

また、このイラストの商標権を持つ販売会社様には配布したチラシを回収する旨お伝えしてお詫びしたところですが、市民の皆さまにも回収についてご協力いただきたく、5月28日(日)午前4時から6時までの間、国道341号沿線「茶立ての清水」付近を通過した際に「クマ出没注意」のチラシを受け取られた方がおられましたら仙北市総合防災課までご連絡いただけますようお願いいたします。

農 山村活性化課の臨時
職員を募集します

【問合せ】農山村活性化課
(西木庁舎) ☎ (43) 2207

- 業務内容 / 書類のチェック作業、データ入力、訂正、書類整理等
- 募集人員 / 事務補助員1人
- 募集要件 / 普通自動車免許 / パソコン操作が可能
- 雇用期間 / 7月1日～平成30年3月31日(週5日勤務)
- 勤務条件 /
▼ 勤務時間：8時30分～17時15分(7時間45分)
- ▼ 資格：特になし(ただし仙北市民を優先)
- ▼ 日給：6000円
- ▼ 社会保険、雇用保険、通勤手当あり
- ▼ 事業量次第では就業時間が前後する可能性あり
- ▼ 賃金の支払日は、月の1日から末日までの勤務時間数分を翌月の21日に支給(21日が土日祝日の場合は前日に支給)
- 申込方法 / ハローワークで交付される紹介状と履歴書を農山村活性化課(西木庁舎第2庁舎)までご持参ください(土日祝日を除く平日9時～17時)
- 募集期間 / 6月23日(金)正午まで
- 選考方法 / 書類選考、面接
- 面接日時 / 6月26日(月) 13時30分
- 面接場所 / 西木開発センター1階 営農相談室